

医療費通知が変わります



平成30年度からの変更点

① 医療費控除の申告手続きに使用できます。

平成30年度にお送りする医療費通知から、所得税確定申告の医療費控除の医療費明細書として使用できます。

平成29年分の確定申告から、医療費控除の提出書類が簡略化されました。領収書の提出又は提示が不要になった代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となります。また、医療費通知を添付することで、明細の記入や領収書の保管を省略できます。

所得税等申告(医療費控除)に係るお問い合わせは、税務署へ！

詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか
又は国税庁のホームページをご覧ください。

② 全ての被保険者の方へ送付します。

平成29年度までは、医療費が一定の額を超えた被保険者のみに送付しましたが、平成30年度からは、広域連合からお送りする医療費通知が医療費控除の申告に使用できるようになるため、通知発送時に、既にお亡くなりになっている方を含め、対象期間に受診履歴がある全ての被保険者へ送付いたします。

③ 年2回に分けて送付します。

平成29年度までは、年3回に分けて送付しましたが、平成30年度からは、1月から10月までの受診分は、翌年1月下旬に、11月及び12月受診分は、翌年3月下旬に、医療費通知を年2回に分けて送付いたします。

確定申告期間中に、医療費控除の申告をされる際は、11月及び12月診療分の医療費に係る領収書等と、翌年1月下旬に送付する医療費通知をご用意の上、申告していただきますようお願ひいたします。

「よくあるご質問」も併せてご確認ください。

医療費通知に係るお問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320

医療費通知の見方

平成31年1月下旬及び3月下旬にお送りする医療費通知の見方についてご説明いたします。

受診年月 ①	医療機関等名称 ②	診療区分 ③	日数 ④	費用額 ⑤	自己負担相当額 ⑥	食事療養・生活療養		
						回数 ⑦	費用額 ⑧	自己負担額 ⑨
30年 3月	後期高齢総合病院	医科外来	1	5,760	576	7	8	9
30年 4月	後期高齢総合病院	医科入院	16	862,810	57,600	45	29,550	20,700

①医療機関等で診療等を受けた年月。

②診療等を受けた医療機関等の名称。

対象の期間に新設、移転又は名称変更された医療機関や、長野県外に所在する医療機関については、都道府県名のみが記載されています。また、はり・きゅう・あん摩マッサージ・接骨院・整骨院等については、医療機関名ではなく施術師氏名が記載される場合があります。医療機関名が長い場合は、名称の一部が記載されています。

③医科外来・医科入院・歯科外来・歯科入院・調剤・訪問看護・柔整(柔道整復師による施術)・鍼灸・マッサー(マッサージ)の区分。

④通院・入院等の日数。電話等により治療上の意見を求めたものが含まれている場合があります。また、薬局の場合は、薬を調剤された回数が記載されています。

⑤その月における医療費の総額。

「費用額」には、次の医療保険外費用を含みません。

(1)薬の容器代 (2)往診時の車代 (3)健康診断料

(4)診断書料 (5)入院時室料差額 (6)歯科保険外診療 等

⑥「費用額」の1割(又は3割)分の額。

額は、1円単位で表示されますが、実際に医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。入院又は高額な外来診療を受ける際に、減額認定証等を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されています。また、高額療養費、公費負担医療及び自治体による医療費助成を受けている場合などにおいては、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。

⑦・⑧・⑨その月における入院中に食事・生活療養を受けた合計の回数、費用額及び自己負担相当額(標準負担額)。



長野県後期高齢者医療広域連合

〒380-0935

長野県長野市大字中御所79-5
NOSAI長野会館2階

電 話 026(229)5320
F A X 026(228)1850

ホームページ <http://www.koukikourei-nagano.jp/>

医療費通知 よくあるご質問(表面)

Q 1

医療費通知を活用して医療費控除の申告をする場合、どのように手続きをするのか。

A 1

申告方法は、国税庁のホームページで具体的な手続きをご確認いただくなか、最寄りの税務署へお問い合わせください。医療費控除は、医療費を昨年の1月から12月までに一定額以上を支払った場合に対象となります。

Q 2

医療費通知に記載されていない医療費があるのはなぜか。また、この場合、どのように申告手続きをすればよいのか。

A 2

医療費通知は、医療機関等からの請求書に基づいて記載しています。この請求書について、医療機関等から審査・支払を委託する第三者機関への提出が遅延したり、請求内容を第三者機関で審査中である場合などには、当通知に医療費の一部が反映されない場合があります。

医療費控除の対象となる支出で、当通知に記載されていないものがある場合には、未記載の診療等に係る領収書を基に、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください(この場合、未記載の診療等に係る領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。)。

Q 3

医療費通知に記載されている自己負担相当額と、実際に支払った金額が違うのはなぜか。また、この場合、どのように申告手続きをすればよいのか。

A 3

公費負担医療(例:特定疾患、難病等)や自治体単独の医療費助成(例:福祉医療制度等)、療養費又は高額療養費の払い戻しがある場合などには、医療費通知に反映されませんので、実際にご自分が負担された額と異なる場合があります。

これらの場合には、例えば自己負担相当額に記載された額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で金額を訂正の上、申告してください。

Q 4

医療費通知の送付先を変更してほしい。

A 4

「送付先変更届書」の該当の箇所にご記入いただき、お住まいの市役所・町村役場へご提出ください。

ただし、ご提出いただいた時期によっては、次回に送付する医療費通知に送付先の反映が間に合わず、以前の送付先にお送りしてしまう場合がありますので、ご了承ください。

Q 5

医療費通知の送付を止めてほしい。

A 5

「送付先変更届書」の該当の箇所にご記入いただき、お住まいの市役所・町村役場へご提出ください。

ただし、ご提出いただいた時期によっては、次回に発送する医療費通知に送付抑止の反映が間に合わず、お送りしてしまう場合がありますので、その際は、破棄していただきますようお願いいたします。

Q 6

医療費通知の再発行をしてほしい。

A 6

広域連合までご連絡いただければ、当初お送りした住所地と同じ送付先へお送りいたします。他の住所地への再発行を希望される際は、「送付先変更届書」をお住まいの市役所・町村役場へご提出いただき、その際に、再発行希望の旨をお伝えください。

医療費通知 よくあるご質問(裏面)

Q7

医療費通知の「医療機関等名称」の欄に、

- ・医療機関名ではなくその所属する団体名が記載されている
- ・都道府県名のみが記載されている
- ・名称が途切れて記載されている
- ・個人名が記載されている
- ・空白になって何も記載されていない

このような場合でも、医療費通知を医療費控除の申告に使用できるのか。

A7

医療費通知の「医療機関等名称」には、原則、医療機関等からの請求書の名称を記載しています。ただし、次の例外があります。

- ・長野県外に所在する医療機関等の場合は、所在地の都道府県名が記載されます。
- ・一定の文字数を超える場合は、名称が途切れて記載されます。
- ・はり、きゅう、あん摩マッサージ、接骨院及び整骨院等については、医療機関名ではなく施術師氏名が記載される場合があります。

医療費控除の申告については、「医療機関等名称」欄が、所属する団体等の名称である場合、途中で名称が途切れたり空白である場合、又は、実際の医療機関等の名称と異なる場合には、具体的な医療機関等の名称が不明ですので、ご自身で領収書に基づいて、医療費通知に必要事項を記入していただくか、領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を申告書に添付していただく必要があります。

詳しいお手続きについては、最寄りの税務署までお問い合わせください。

Q8

医療費通知をコピーして申告に使用することができるのか。

A8

医療費通知をコピーして申告に使用することはできません。申告の際には、医療費通知の原本を提出していただく必要があります。

Q9

11月と12月に受診した医療費が、翌年1月下旬の医療費通知に記載されないのはなぜか。

A9

医療費通知の作成には、医療機関等から長野県後期高齢者医療広域連合に送られる診療報酬明細書(請求書)が必要ですが、診療報酬明細書が長野県後期高齢者医療広域連合に届くまでに、途中で審査等が行われるため、医療機関で受診された月から3箇月以上かかります。

確定申告は、2月中旬から始まりますが、医療費通知を確定申告にご利用いただくため、1月下旬に送付する医療費通知には、10月まで受診された医療費を記載させていただきました。

そのため、11月及び12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、申告者が作成した「医療費控除の明細書」を添付した場合には、領収書を5年間保存する必要があります。

Q10

広域連合から発行された医療費通知をe-Taxで電子申告できるのか。

A10

申し訳ございませんが、当広域連合から発行された医療費通知を用いて、e-Taxで電子申告することはできません。また、当広域連合から医療費通知を電子交付する対応もできませんので、ご了承ください。